

平成31年 琴浦町区長会

期日 平成31年2月14日(木) 午後7時～8時30分

会場 まなびタウンとうはく多目的ホール

日 程

- 1 開会
- 2 町歌斉唱
- 3 町長あいさつ
- 4 来賓あいさつ
- 5 町及び町社会福祉協議会からのお願いとお知らせ事項
- 6 質疑応答
- 7 その他
- 8 閉会

琴 浦 町

琴浦町民憲章

わたくしたちは、^{ことうちょう}琴浦町の^{ちょうみん}町民であることに^{ほこ}誇りを持ち、
^す住みよい町を^{まち}築くため、^{きず}この^{けんしょう}憲章を^{さだ}定めます。

- 一、^{しぜん}自然と^{かんきょう}環境を^{たいせつ}大切に^{する}まち
^{うみ}海や^{やま}山に^{かんしゃ}感謝をし、^{うつく}美しいまちをつくりましょう。
- 一、^{れきし}歴史と^{ぶんか}文化の^{かお}薫るまち
^{とも}共に^{まな}学び、^{みが}磨きあい、^{ぶんか}文化の^{かお}薫り^{たか}高いまちをつくりましょう。
- 一、^{げんき}元気な^{こえ}声が^{ひびく}まち
^{しんしん}心身ともに^{すこ}健やかで、^{あか}明るいまちをつくりましょう。
- 一、^{じんけん}人権が^{そんちょう}尊重されるまち
^{やさ}優しい^{こころ}心が^{かよ}通い合う、^あ希望に^{きぼう}満ちたまちをつくりましょう。
- 一、^{みらい}未来を^{ひらく}産業の^{さんぎょう}まち
^{はたら}働くことを^{よろこ}喜び、^{そうい}創意を生かし、^い活力ある^{かつりよく}まちをつくりましょう。

琴浦町のシンボル



■町の花「サクラ」 琴浦町内には船上山万本桜公園をはじめ一円にサクラの名所が広がっています。その種類も豊富で、ソメイヨシノ、シダレ桜、ヤエ桜と、長い期間にわたって開花を楽しむことができます。町内随所を花見の名所として観光資源活用し、町の振興に役立てます。



■町の木「ブナ」 名勝船上山から大山滝にかけて樹林を形成するブナは西日本最大級の樹齢を育み、落葉広葉樹として生命力も強くその景観も悠然としています。また「山は海の恋人」と言われるよう森林を守る保水力などすばらしいものがあり自然豊かな琴浦町を象徴するにふさわしい樹木です。



■町の魚「アゴ（飛魚）」 琴浦町の夏を告げる魚として知られ、水揚げ量も多い町の代表的な魚です。加工品も特産品としても親しまれ、地産地消、土産物として利用が多く、宣伝効果も期待されます。また、海面を飛ぶ雄姿は、飛躍を目指す琴浦町のイメージに重なります。



■町の鳥「カワセミ」 澄んだ川に生息していることから「美しい川のシンボル」とされており、大山や船上山から日本海をつなぐ琴浦町内の河川に生息するカワセミは、豊かで美しい琴浦町の自然環境を表現するのに最もふさわしいことなどから町民による選定選挙において選定されました。

琴浦町歌「輝く未来へ」

作詞:星合節子
作曲:野口勇

♩ = 108

はるかにあおぐ だいせんにおお
 きなのぞみ わいてくる
 あふれるしぜんにめぐまられて ゆた
 かなみのりのことうらはかが
 やくーみらいへーのびーるまーち

琴浦町歌「輝く未来へ」

一、はるかに仰ぐ 大山に

大きな希望 湧いてくる

あふれる自然に 恵まれて

豊かな実りの 琴浦は

輝く未来へ 伸びるまち

二、果てなくつづく 日本海

心やすらぐ 琴の浦

ふれあう人の輪 あたたく

健やか笑顔の 琴浦は

みんなで幸せ つくるまち

三、歴史の香る ふるさとに

新たな文化 花が咲く

栄える産業 活き活きと

明日の夢呼ぶ 琴浦は

輝く未来を めざすまち

町 三 役 の 紹 介

町 長 小 松 弘 明

副町長 山 口 秀 樹

教育長 小 林 克 美

各 課 ・ 室 ・ 局 長 の 紹 介

所 属	職 名	氏 名
総務課	課 長	山田 明
出納室	室 長	小椋 和幸
税務課	課 長	大田 望
企画情報課	課 長	藤本 広美
町民生活課	課 長	大田 晃弘
子育て健康課	課 長	阿部 信恵
福祉あんしん課	課 長	藤原 静香
商工観光課	課 長	桑本 真由美
農林水産課	課 長	小西 博敏
建設課	課 長	倉光 雅彦
上下水道課	課 長	高力 信宏
農業委員会事務局	局 長	小西 博敏（兼務）
教育総務課	課 長	渡邊 文世
社会教育課	課 長	村上 千美
人権・同和教育課	課 長	長尾 敏正
議会事務局	局 長	太田 道彦

～ 自主防災組織を結成しましょう！ ～

○災害時の救助の実態（H7年 1月 17日 阪神・淡路大震災）

・災害の時は誰に助けられたのか？

助けた人	割合	区分
自力・家族	約67%	自助
友人・隣人など	約31%	共助
救助隊	約2%	公助

一般的には、自助：共助：公助 = 7：2：1といわれています。

- 自分の身は自分で守る、災害の時は隣近所の助け合いが大切！
- 大災害になると、交通の遮断、火災の同時多発等により、消防署などの公的機関だけでは人命救助は十分に行えない！



自主防災組織を結成し、住民が協力して地域の防災力を高めることが重要です！！

※（社）日本火災学会：「兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」のデータを加工

○自主防災組織とは

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚・連帯感に基づいて自主的に結成する組織のこと。

地域住民が連携し、防災活動を効率的・組織的に行うことで、災害による被害の予防や軽減を目的とします。

平常時では防災訓練や広報活動、災害時には初期消火、救出救護、避難誘導、避難所運営などの活動を行います。

「自分の命は自分で守る。自分たちの町は自分たちで守る」



自主防災組織の活動に対する支援

○琴浦町自主防災組織結成促進補助金

《概要》

- ・新たに結成された自主防災組織に対し、結成当初に必要な防災資機材の整備に対する補助金を交付する。
- ・補助率は10/10、補助限度額は10万円

※本補助金を利用された年度は、琴浦町自主防災組織防災資機材整備事業補助金を利用できません。

※本補助金制度は、平成31年度で終了予定の制度となります。

《防災資機材の具体例》

- ・安全整備用・・・ヘルメット、防火衣等
- ・救出救助用・・・ジャッキ、担架、リアカー、スコップ等
- ・情報伝達用・・・メガホン、トランシーバー等
- ・活動用・・・腕章、活動服、ベスト等

○琴浦町自主防災組織防災資機材整備事業補助金

《概要》

- ・自主防災組織が行う防災資機材の整備に要する経費の補助をする。
- ・補助率は1/2、補助限度額は5万円

《防災資機材の具体例》

- ・消火用・・・消防用ホース、消火器、その他放水用具
- ・安全装備用・・・ヘルメット、防火衣等
- ・救出救助用・・・ジャッキ、担架、リアカー、チェンソー等
- ・情報伝達用・・・メガホン、トランシーバー等
- ・活動用・・・腕章、活動服、ベスト等

○琴浦町自主防災組織活動促進奨励金

《概要》

- ・防災訓練及び研修会を年2回以上実施した自主防災組織に対して年度1回奨励金を交付する。

《交付基準》

- ・参加者の合計が100人以上・・・2万円
- ・参加者の合計が100人未満・・・1万円

※平成29年度に自主防災組織で実施された訓練内容

初期消火訓練、避難訓練、AED取扱い・火災警報機説明、支え愛マップ作成

平成31年区長会 町からのお願いとお知らせ

※赤色の項目については、説明を行います。

【総務課】

問合せ先 電話 52-2111（代表） 52-1700（消防・防災係）
55-0111（分庁総合窓口係）

1 自主防災組織を結成しましょう

大災害発生時には、避難や救助などで隣近所の助け合いが必要となります。地域の防災力を高めるためにも、自主防災組織の結成を検討ください。

町では、自主防災組織づくりを積極的に推進するため、結成の相談、必要な備品等の助成制度を設けています。

自主防災組織の結成に関する手続き、内容説明につきましては、消防・防災係にお気軽にご相談ください。

2 消防団員の募集について

消防団は、地域の安心安全を担う重要な組織であり、今後も地域の防災力向上のためには欠かすことのできない組織です。

近年、消防団員の確保が非常に困難になっており、団員の高齢化も進んでいる状況です。消防団運営のためにも団員募集の際には、各部落のご協力をいただきますようお願いいたします。

3 防災士の育成について

町では、地域防災リーダーを中心とした共助の取組みを推進するため、防災士の資格取得のための研修斡旋、費用助成をしています。

これまで、町内で37名の防災士を育成し、2019（平成31）年度は、30名の育成を予定しています。

研修の日程等が決まりましたら、区長または自主防災組織代表者にお知らせしますので、ご協力お願いします。

4 琴浦町防災訓練について

総合防災訓練 11月実施予定

※訓練日時、訓練内容などの詳細については、決定次第、訓練地区の区長に、お知らせいたします。

5 行方不明事案について

行方不明事案が発生した場合は、早期発見に繋げるため、なるべく早い段階（明るいうちに）で琴浦大山警察署へ相談等をお願いします。

連絡先 琴浦大山警察署 電話 49-8110

6 火災予防について

火災は、火の元から目を離したわずかな時間で発生します。火の取り扱いには十分気をつけて火災予防にご協力ください。

火災発生時には、大きな声で周囲に火災を知らせて消火活動を行ってください。

また、部落では消火栓、ホース等の定期点検と用水路の水の確保をお願いします。

平成18年にすべての住宅に火災警報器の設置が義務化され、10年以上がたちます。電池の寿命は10年といわれていますので、電池の点検・交換をお願いします。

7 救急救命・応急手当の講習について

琴浦消防署では、救急救命・応急手当講習の受付を随時行っています。

各部落の行事で住民の方々が集まれる時などに、ぜひ開催していただきますようお願いいたします。

申込先 琴浦消防署 電話 52-3346

8 行政懇談会（住民説明会）の開催について

町行政や施策等に関するご意見、ご提言又は町の事業等で詳しく説明を受けたいなど、ご要望のテーマに応じて行政懇談会(住民説明会)を開催します。部落や団体で開催希望がありましたらご連絡ください。

9 広報ことうら等区長配布物の年間配布予定

役場からの広報物を毎月区長宅へお届けします。配布日程は次のとおりです。

2019年2月	26日(火)	7月	29日(月)	12月	27日(金)
3月	29日(金)	8月	29日(木)	2020年1月	29日(水)
4月	26日(金)	9月	27日(金)	2月	27日(木)
5月	29日(水)	10月	29日(火)	3月	27日(金)
6月	28日(金)	11月	28日(木)		

※毎月末日の2日前（閉庁日繰上げ）に配布します。

※配布部数の変更が生じた場合は、総務課（52-2111）にご連絡ください。

※12月末の配布物は、旧区長へ配布を予定していますのでご了承ください。

10 部落要望について

部落要望書を提出する際の受付先は、総務課になります。なお、要望箇所を把握できるように位置図及び写真を可能な限り添付していただき、内容等を詳しく記載していただきますようお願いいたします。

11 地縁による団体の認可申請手続きについて

地縁による団体（部落）に対し、法人格を付与することにより、団体の保有する不動産等について部落名義での登記等を可能にします。認可申請手続き等のご相談ください。

12 交通安全旗の掲揚について

琴浦町では交通安全基本条例を制定し、各家庭での交通安全旗の掲揚を推進しています。

毎月1日、15日の「交通安全参加日」と「各期交通安全運動期間中」は、部落放送などで「交通安全旗」の掲揚を呼びかけていただき、地域の交通安全意識の高揚にご協力ください。

13 コミュニティ助成事業について

地域活動団体(部落・団体等)へコミュニティ活動に直接必要な設備等の購入費を助成することにより、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図り、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的とする補助金です。

2020年度事業実施分の事業申請は、9月～10月上旬に募集を行う予定ですので、それまでに部落内での協議、見積書・カタログ等の準備しておかれるとスムーズに申請手続きを行うことができますので、ご検討ください。

なお、過去10年以内に同種事業について補助を受けた団体は申請することができませんので、ご承知下さい。

※助成対象の例

- (1) 祭り用備品(太鼓、法被等)、公民館備品(エアコン、テレビ、調理用機器等)除雪機、草刈機等。ただし、駐車場、トイレ、電球のみの整備等は対象外。
- (2) 部落公民館の建設又は大規模修繕。ただし、土地取得費、造成費、既存施設の解体費は対象外。
- (3) 発電機、ヘルメット、リアカー、軽可搬ポンプ、テント等

14 2019（平成 31）年度に予定している部落に対する支援制度について

（1）部落自治振興費交付金

部落自治活動の振興や広報配布などの行政事務に対する交付金です。

- ① 交付時期は、6月を予定しています。5月には区長宛に交付金の申請に必要な書類を郵送します。
- ② 平成 28 年度より、以下に該当する場合に追加交付金を設けています。
 - ・女性役員が 4 割以上 ※2019（平成 31）年度は交付額を見直します。
 - ・認可地縁団体の設立 など

（2）琴浦町自主防災組織結成促進補助金

新たに自主防災組織を結成した団体が購入する防災資機材の補助金です。

補助率 10/10 上限額 10 万円（結成から 1 年以内）

※当補助金は 2019（平成 31）年度で終了します。早期結成をお願いします。

（3）琴浦町自主防災組織活動奨励金

自主防災組織が行う訓練や研修会の開催に対する奨励金です。

訓練などを年 2 回以上実施した団体に交付

参加者合計が 100 人以上の場合 2 万円

参加者合計が 100 人未満の場合 1 万円

（4）琴浦町消防施設整備事業補助金

消防用ホースや消火栓用ホース格納箱、軽可搬ポンプ修繕など部落の消防施設整備に対する補助金です。

【補助率の見直し】

補助対象経費	現在	2019（H31）年度以降	
		自主防災組織以外	自主防災組織
消防用ホース、消火栓用器具 消火栓用格納箱	1/2	1/3	1/2
軽可搬入ポンプの購入・修繕	2/3	1/3	2/3

（5）コミュニティ施設バリアフリー化支援事業補助金

部落公民館のトイレの洋式化、スロープ設置などバリアフリー化するための改修工事に対する補助金です。

補助率 1/2 上限額 50 万円

町内事業者による工事実施が必要。各部落で 1 回のみ利用可能。

※当補助金は 2019（平成 31）年度で終了します。

【税務課】

問合せ先 電話 52-1702（評価係、課税係）

52-1712（徴収係）

52-1701（地籍調査係）

1 確定申告会場について

次のとおり確定申告を受けます。

	期 間	会 場
前期	H31. 2. 18(月)～H31. 2. 26(火)	赤碕会場（分庁舎：多目的ホール）
後期	H31. 2. 28(木)～H31. 3. 15(金)	東伯会場（本庁舎：保健センター）

※H31. 2. 27（水）は会場移動のため、申告受付を行いません。

2 e-Tax 利用促進

倉吉税務署では、確定申告（e-Tax）用の ID（利用者識別番号）・パスワード（暗証番号）取得に係る受付を行っています。

これまで、自宅のパソコンで確定申告（e-Tax）を行う場合、マイナンバーカードと IC カードリーダーが必要でしたが、税務署で e-Tax 用 ID（利用者識別番号）・パスワード（暗証番号）を取得することにより、マイナンバーカードと IC カードリーダーが不用で e-Tax の利用できるようになります。

e-Tax 用 ID（利用者識別番号）・パスワード（暗証番号）の取得を希望される方は、倉吉税務署へ必要書類をご持参ください。

【必要書類】

- ① 運転免許証、マイナンバーカードなど本人確認書類（全ての方が必要となります。）
- ② 利用者識別番号の分かる書類（既に取得されている方のみ。）

3 町税等の減免制度について

町民の皆さまの生活の安定と向上に資するための制度で、町民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料（以下「町税等」という。）が対象になります。

制度の適用を受けるための該当要件は次のとおりです。

なお、町税等の滞納がある場合は、対象になりません。

また、減免制度のほか、一時的な徴収猶予及び延滞金の減免などの制度がありますので詳しくは税務課（課税係）にお問い合わせください。

- （1）おおむね6ヶ月以上、所在が不明などの場合
- （2）主として生計を立てている人の死亡又は長期の病気及び失業などの理由により著しく生活に困っている場合
- （3）震災、風水害及び火災などにより著しい損害を受けた場合

4 地籍調査について

調査により地籍図や地籍簿を整備・管理し、町民の皆さまの財産及び公共の財産の保全を図ります。

(1) 2019（平成31）年度の地籍調査について（一筆調査）

調査地区 琴浦町大字高岡・山川・大父の各一部 0.22 K m²

対象部落 山川・山川木地・大父・平田ケ平・大父木地

(2) 地籍調査推進委員の選出について

地籍調査の実施にあたり、地籍調査推進委員を関係する集落（区域）より選出していただいています。

調査を円滑に進めるために調査区域の地理など土地事情に詳しい方の選出にご協力ください。

【企画情報課】

問合せ先 電話 52-1708（企画調整係、情報政策係、地方創生推進室）

1 部落放送の時間について

部落放送を行う際、他の放送時間と重ならないよう、以下の時間の前後5分間は録音を行わないようお願いします。

時報	午前7時、午前11時30分、午後5時
行政放送	午前6時20分、午後7時45分
地区別放送	午後7時47分
農協放送	午前6時40分、午後0時40分

2 部落放送機の使用について

町が設置している部落放送機は、予約放送を設定していると、即時放送を行うことが出来ませんので、即時放送でのご対応をお願いします。

3 部落放送機のバッテリー交換について

部落放送を流すことが出来ない不具合の多くは、無停電電源装置に内蔵されているバッテリーの容量が無くなっていることによるものです。

この場合、下記図面のとおり右側のコンセントを左側に差替えると、放送を流すことが出来ます。

また、バッテリー容量が無くなる前には、無停電装置から「ピーピー」と大きな音が出る場合がありますので、その際も同様の対応をお願いします。



その他にバッテリーを交換する方法もあります。このバッテリーは、安価で購入でき、交換作業も数分で完了できますので、今後は各部落等で直接、電気屋さんなどで購入していただき、交換作業をお願いします。

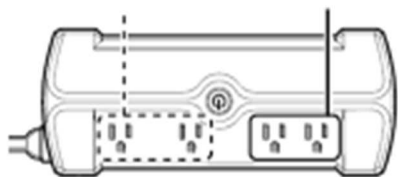
- ・バッテリーの使用できる期間は、2年～3年です。
- ・バッテリー内蔵型の無停電電源装置用は、3,500円（税込）
品名：交換用バッテリーキット
品番：BE325-JPRBC47
- ・バッテリーと一体型の無停電電源装置は、7,500円（税込）
品名：無停電電源装置
品番：BE425M-JP

バッテリーの交換作業方法は下記のとおりです。

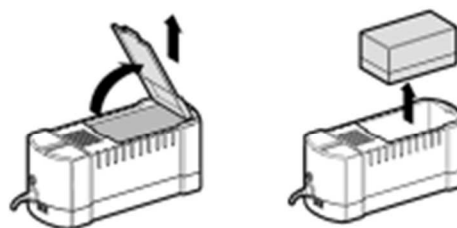
無停電電源装置 バッテリー交換の仕方

- ①雷ガード及びバックアップコンセントに繋がっている機器（VOIP）のスイッチをOFFにして電源プラグを抜いてください。

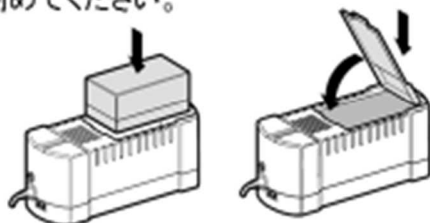
【雷ガードコンセント】【雷ガード及びバックアップコンセント】



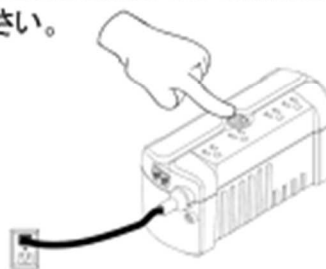
- ②本体をひっくり返して底のふたを開けバッテリーを交換してください。



- ③バッテリーを交換したら底のふたを閉めてください。



- ④電源スイッチを数秒間押しLEDが点灯電源が入ったことを確認してから機器を接続してください。



- ⑤機器が起動したら電話機で通信テストを実施してください。（起動するまで1分ぐらい掛かります）

上記以外による障害の場合には、企画情報課までご連絡をお願いします。

【町民生活課】

問合せ先 電話 52-1703 (環境衛生係)
52-1704 (戸籍係)
52-1707 (保険係、生活・年金係)

1 環境に配慮したまちづくりの推進について

(1) ごみの減量化にご協力ください。

町では、限りある資源の有効活用と地球温暖化防止を図るため、ごみの排出量の抑制に取り組んでいます。町民の皆さんも家庭で出される生ごみ等は十分に水切りをして出していただき、紙類、布類、ペットボトル、トレーなどは再資源化していただくなど、ごみの減量化にご協力ください。

また、不燃ごみの回収日に回収対象の小型家電を回収しています。また、役場本庁、分庁、まなびタウン、各地区公民館などには小型家電回収ボックスを設置していますのでご活用ください。

《参考》 H28 中部市町ごみ排出量

※項目が多く端数処理で合計が合わない場合あり

市町	1人1日当りの排出量(g)		
	合計	生活系	事業系
琴浦町	928	549	377
倉吉市	1155	622	530
湯梨浜町	910	483	425
三朝町	990	496	492
北栄町	924	513	408

可燃ごみに混ざっていたリサイクル可能なペットボトルや食品トレイ



ごみ処理施設（焼却施設・焼却灰最終処分場）の建設・維持管理には莫大な費用が必要です。また、災害により焼却灰最終処分場が想定より早く満杯になった場合は新規に建設しなければなりません。地域や地元住民との調整など建設には時間と費用が必要です。家庭や職場でリサイクルできるものは分別して、ごみの減量にご協力ください。

平成29年度	ごみ処理経費（収入）	1691万円
平成29年度	ごみ処理経費（支出）	1億5690万円
	差引	△1億4000万円

※町民1人当たり 約7800円の負担

(2) ごみ収集日程表の配布について

昨年より、地区・部落ごとに作成したごみ収集日程表を、3月号の町報と一緒に配布しています。配布枚数については各部落の戸数+5枚(予備)を配布します。

※ 塩屋町、丸尾、徳万には2種類の収集日程表を配布します。お手数ですがご対応をお願いいたします。

(3) ごみ収集場所の管理について

収集日には朝8時までにごみ収集場所へ出し、鍵がある場合は開けておいてください。収集が行えないおそれがあります。

○可燃ごみ

使い捨てライター・チャッカマンは必ず使いきってから可燃ごみの日に出してください。

○再生資源ごみ

雨の日に紙・布類を出すときは可能な限りビニール袋等で防水対策をお願いします。水にぬれると再資源化が難しくなります。

○スプレー缶

スプレー缶の廃棄については、必ず使いきってから、爆発の恐れがないように穴を開けて、缶の日に専用コンテナに出していただきますようお願いします。

全国でスプレー缶に関して事故が多く発生しています。ガス抜き作業について、以下の点に注意して作業を行っていただくようお願いします。

- ほとんどのスプレー缶には可燃性ガスが入っています。残ったガスの排出は火気のない風通しの良い屋外で行ってください。
- 残ったガスを放出した際は、火気の使用を絶対にしないでください。
- 中身を出し切ってから、穴を空けて廃棄してください。
- スプレー缶等に記載されている注意事項等を必ず読んでから、廃棄作業を行ってください。

(4) 部落の一斉清掃に伴う土砂及び草の搬入について

町内美化清掃等により発生した土砂及び草の処理は原則として各部落でお願いしますが、どうしても処理できない場合、5月から10月までの第2・4日曜日(午前8時から午前11時まで)に限り、赤碕金屋河川敷に搬入可能としています。原則、下記の日程以外の日の搬入は許可しません。

実施日の2週間前までに申込書を提出(分庁も可)してください。実施日の2日前頃に許可証をお渡しします(住所地により本庁、又は分庁)。実施当日の搬入前には、許可証記載の携帯電話に連絡し搬入してください。

【2019（平成31）年度 赤碓金屋搬入計画表】

5月	12日（日）	19日（日）	26日（日）
6月	9日（日）	23日（日）	
7月	14日（日）	28日（日）	
8月	18日（日）	25日（日）	
9月	1日（日）	8日（日）	22日（日）
10月	13日（日）	27日（日）	

（5）資源ごみ回収小屋の補助について

町内のごみの分別を徹底するため、各部落で資源ごみ回収小屋又はごみ収納容器を設置される際に、設置費用の2分の1、上限10万円の補助を行います。対象となるのは小屋の新設、修理費用、ごみ収納容器購入費用などで、小屋を設置する土地の料金は対象となりません。

ごみステーションの新築や改築をお考えの際は、町民生活課（52-1703）までお問い合わせください。

（6）資源ごみ回収報奨金について

事前登録されている各部落や子ども会などで回収した再生資源ごみに対して、資源ごみ回収報奨金として紙・金属5円／1kg、ビン5円／1本を団体に交付しています。報奨金を請求される際は、銀行口座の番号・名義・フリガナを正確に記入してください。

（7）野焼きについて

毎年役場には野焼きの苦情、相談が多数あります。屋外での焼却行為は原則禁止されており罰則もあります。民家の近くでの野焼きによる煙や臭いは周辺住民の方にとっては大変迷惑になります。周辺住民の方への影響を配慮することが重要です。野焼きの煙や臭いでお困りの場合はご相談ください。

2 火葬場の予約について

町営斎場の利用を次のとおり行っていますので周知をお願いいたします。

火入れから収骨までの時間は約1時間30分です。

火葬場の予約先（本庁舎のみで受付をいたします。）

町民生活課 ☎52-2111、52-1704

- ・火葬の日時、時刻
 - ・火入れ時刻（10分前までにご来場ください。）
- 8:40 9:50 12:00 14:30 15:30

- ・休場日 1月1日

※冬期間（12月～2月頃）は、急な積雪がある場合がありますので、できる限り第2火入れ時刻以降の予約をお願いします。

3 火葬（埋葬）許可申請の留意事項について

- ・許可申請先（本庁舎・分庁舎とも受付をいたします。）
- ・夜間、祝日、休日は、宿直の窓口で手続きしてください。
- ・死亡届を代理の方が持参される場合でも届出人欄は、必ず同居の家族等の署名・印鑑をお願いします。

部落の方が代理で申請される場合は、親族の方と相談の上、あらかじめ次のことについて確認していただくと、スムーズに手続きを行う事ができますので、よろしくをお願いします。

- ① 出棺日時（火入れより30分前とする。）
- ② 告別式の日時、場所
- ③ 喪主の氏名
- ④ 祭壇借用の有無
- ⑤ 弔電・生花の要・不要
- ⑥ 新聞・町報のおくやみ欄・日本海新聞のホームページの掲載の可否
- ⑦ 新聞社への届出人の連絡先の報告の可否
- ⑧ 世帯の主な仕事の状況

<持参して頂くもの>

- ・火葬料 ※現在、料金の見直しを検討しています。
町民の方：8,000円
町外の方：中部圏域 12,000円 中部圏域外 40,000円
- ・届出人（死亡者の同居の家族等）の印鑑
- ・死亡届（死亡診断書、届出人の記入のあるもの）提出の前には、コピーをお願いします。
- ※ 国民年金・葬祭費等の手続き及び国民健康保険証（加入者の方）、後期高齢者医療被保険者証（対象者のみ）、国保高齢受給者証、介護保険被保険者証（対象者のみ）の返納は後日ご来庁ください。（許可証と一緒に必要な手続きを記載したものをお渡しします。）

4 消費生活出前講座の実施について

町民のみなさんに架空請求や悪徳商法など消費者問題に関心を持っていただき、被害を未然に防止するため、専門相談員を講師とした出前講座を行っています。敬老会や婦人会、趣味の団体など、町内の団体が対象です。費用は無料ですので、お集まりの機会がありましたら町民生活課生活・年金係へお申し込みください。

時間：1時間程度（平日の午前9時から午後5時頃まで対応可能）

申し込み期限：実施日の1ヶ月前まで

5 本人通知制度の登録の推奨について

本人通知制度に、事前登録をしていただくと交付の事実を通知することができますのでご利用ください。

6 個人番号カード（プラスチック製：ICチップ付き）取得の推奨について

個人番号カードは、2020年度に健康保険証としての利用が開始されます。
個人番号カードの取得については、以下の4つの方法があります。

- ① 写真を申請書に貼って郵送で申請する方法
- ② 自分で写真を取り、パソコン・スマホで申請する方法
- ③ 役場窓口で申請する方法
- ④ 企業・団体・部落で申請する方法（役場職員が出向きます。）

詳細については、町民生活課まで問合せください。

※マイナンバーは一生使うものです。個人番号カード（プラスチック製）または通知カード（紙製）は、無くさないよう大切に保管ください。

7 住民票等のコンビニ交付サービスの利用について

町民の皆さんの利便性を図るため、平成28年4月1日から個人番号カード（顔写真入・利用者用電子証明付）を使用して、住民票・戸籍謄本・戸籍の附票・印鑑証明書・所得証明等を県内はもとより全国各地のコンビニエンスストアに設置してあるマルチコピー機で、夜間・休日関係なく6時30分から23時までいつでも取得でき、発行手数料も窓口より50円安く取得できますのでご利用ください（年末・年始は除く）。

窓口では、申請書の記入・本人確認等ありますが、コンビニエンスストアでは、店内のマルチコピー機にカードをかざして操作していただくだけです。コンビニエンスストアの店員を介さず証明書の取得ができます。印鑑証明書の取得については、印鑑登録証も必要ありません。

なお、コンビニ交付サービスを利用するためには、利用者用電子証明書付の個人番号カードが必要です。

【子育て健康課】

問合せ先 電話 52-1705（健康推進係）
52-1709（子育て応援室）
27-1333（子育て世代包括支援センターすくすく）

琴浦町では、健康づくりの目標に「健康寿命1歳延伸」を掲げ、町民の皆様の健康、生活の質の維持・向上を目指し「運動習慣の定着」「栄養・食生活習慣の改善」「健診・がん検診の受診」の3つを重点に町民の皆様と取り組みます。

1 健康づくり推進員の役割について

地域に密着した健康づくりを推進し、健康で明るく笑顔あふれる町づくりを目指して、各部落に健康づくり推進員の設置をお願いしています。

健康づくり推進員には、各種検診の受診券・予防接種券の配付や検診受診の声かけ、部落での健康教室開催の協力及び研修会等に参加いただき、地域の健康づくりの推進を図る役割を担っていただいています。今年1回目の健康づくり推進員研修会は今年25日（月）14時からまなびタウンとうはくで開催予定です。

健康づくり推進員の活動について、ご理解とご協力をお願いいたします。

2 各種検診の実施について

生活習慣病予防・がんの早期発見を目的に各種検診を実施します。

受診に必要な受診券等の配付については、世帯単位でまとめた上で、4月末の区長文書で配付します。お手数ではありますが、区長から健康づくり推進員への連絡についてご協力をお願いします。

また、5月末には歯周疾患検診受診券の世帯配付を予定しておりますので、ご協力をお願いします。

3 予防接種助成券の配付について

区長を通じて健康づくり推進員に、高齢者対象の予防接種助成券の配付をお願いします。

- ① 5月末：高齢者肺炎球菌予防接種助成券
（対象者：65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳）
- ② 9月末：季節性インフルエンザ予防接種助成券（対象者：65歳以上）

4 「健康づくり優良部落奨励金」の交付について

平成30年度分については、2月の検診終了後、受診率を集計し、がん検診の合計受診率上位3部落と、がん検診の合計受診率が平成29年度と比較してアップした部落のうち、上位7部落に健康づくり推進員を通じて交付する予定です。

5 健康教室未実施部落での教室開催について

がんをはじめとする生活習慣病予防等、健康づくりを目的に部落の要望に応じて健康教室を実施しています。

特に過去5年間（平成26～30年度）健康教室を開催されていない部落での取り組みをお願いします。該当部落については、2月25日の健康づくり推進員研修会の際にお知らせします。

6 子育て世代包括支援センターすくすくについて

妊娠、出産、子育てなど子どもに関するあらゆる相談窓口を設置しております。お気軽にご相談ください。

【福祉あんしん課】

問合せ先 電話 52-1706（高齢福祉係、障がい福祉係）
52-1715（生活支援係、福祉事務所）
52-1525（地域包括支援センター）

1 町福祉事務所業務について

日常生活での経済的不安や困りごとについて住民の方から相談がある場合は、お近くの民生委員または下記連絡先へお問い合わせください。

【連絡先】生活支援係（福祉事務所）電話：52-1715

2 民生委員・児童委員一斉改選について

2019（平成31）年度は3年に一度の民生児童委員一斉改選の年となっています。11月末をもって退任者がある場合、4月中旬頃に該当地域の区長宛てに後任者の推薦依頼通知を送付しますので、地域より適任者を推薦いただきますようご協力をお願いいたします。

【通知送付】 4月中予定

【連絡先】生活支援係 電話：52-1715

3 生活困窮者自立相談支援事業

働きたくても働けない、生活に困っているなど、生活全般にわたる困りごとの相談窓口を設置しています。一人ひとりの状況に合わせた支援計画を作成し、専門の支援員が寄り添いながら解決に向けた支援を行います。

【連絡先】生活支援係 電話：52-1715

4 敬老会の助成について

敬老会を実施される集落に対し、補助金を交付します。地域住民の交流の場として敬老会を開催されてはどうでしょうか。

大変お世話になりますが、敬老会実施日が近づきましたら区長より担当までご連絡ください。対象者の名簿と補助金申請様式等を送付します。

【連絡先】高齢福祉係 電話：52-1706

5 介護保険出前講座について

広く町民の方に介護保険制度についての理解を深めていただくとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制するため、介護予防の重要性を啓発する目的で、部落・各種団体を対象に開催するものです。希望の部落は下記までご連絡ください。

【連絡先】高齢福祉係 電話：52-1706

6 介護ボランティア事業について

介護予防を目的とした介護ボランティア事業は、町内介護施設や高齢者の自宅で、誰にでも出来る簡単なボランティア活動(話し相手、お茶だし、ごみだし)を実施することにより、実施時間に応じてポイントを貯め、集まったポイント数に応じて「ことうら商品券」と交換する制度です。一人でも多くの方の登録をお待ちしています。

【連絡先】 高齢福祉係 電話：52-1706

7 あいサポート運動の普及啓発について

障がいのある方々に対する理解を深めていただくため、鳥取県ではあいサポート運動を推進しています。

各部落、職場等への出前講座も行っていますので、ご希望の場合は下記にご連絡ください。

【連絡先】 障がい福祉係 電話：52-1706

8 琴浦町認知症高齢者等SOS見守りネットワーク事業について

行方不明の可能性のある認知症高齢者等が地域の支援を得て早期に発見できるよう、関係機関の支援体制を構築し、高齢者の安全と家族への支援を図る事業です。

あんしんトリピーメールの登録を行った関係協力機関や部落、一般町民に対し、事前に申請された認知症高齢者等の行方不明案件が発生した際にメールにより情報提供を行い、早期発見・保護に繋げるものです。行方不明等の恐れのある高齢者が部落内にいらっしゃる場合は、下記の連絡先にご連絡ください。

【連絡先】 地域包括支援センター 電話：52-1525

9 介護予防サークル活動支援事業について

閉じこもりを解消し、高齢者を支えあう地域づくりのため、要援護高齢者を含めた高齢者が身近な地域で参加できるサークル活動(趣味・文化・体育活動)について、活動費をお支払いします。

該当の団体がありましたら、下記へお知らせください。

《対象サークルの条件》

- (1) 40歳以上の町民で構成し、かつ、65歳以上の者が5人以上活動すること
- (2) メンバーに要援護高齢者(ひとり暮らしや夫婦のみの世帯の方、要介護・要支援認定を受けている方、閉じこもり傾向の方)を含むこと
- (3) 年間を通じて継続的に(おおむね週1回・月4回以上)活動すること
- (4) 内容は囲碁、手芸、グランドゴルフや体操、地域貢献活動等の介護予防や生きがいにつながる活動とする
- (5) 他から助成を受けていないこと

【連絡先】 地域包括支援センター 電話52-1525

10 わくわく琴浦体操の普及啓発について

誰でもどこでも短時間で楽しく覚えやすい内容で取り組むことができる介護予防効果のある体操を普及します。

町内在住の65名の体操普及指導員が、各地域で運動の輪を広げ、健康づくりのお手伝いをします。

各部落でご希望の場合は、下記までご連絡ください。

【連絡先】 地域包括支援センター 電話 52-1525

11 高齢者の交流拠点の整備（認知症カフェ・地域カフェ）

琴の浦高等特別支援学校が運営する『ことカフェ』と連携し、地域住民の交流や高齢者の孤独解消等を目的に、グループホームはなみで認知症カフェを定例開催しています。

また、地域住民が主体となり、誰もが自由に参加し、お茶を飲みながら楽しく交流や相談ができる地域カフェも開催されています。

その他の地域でも地域カフェの立ち上げ支援を行いますので、カフェを立ち上げたい地域は、ご連絡ご相談ください。

【連絡先】 地域包括支援センター 電話 52-1525

12 赤十字会費募集の協力について

毎年5月は日本赤十字運動月間となっており、5月（4月末配布予定）の区長文書で、活動資金募集の協力依頼文書を配布させていただきます。

お寄せいただいた活動資金は全額日本赤十字社に送金し、この活動資金をもとに、国内外にわたる災害救護活動、血液事業、医療事業、命と健康を守る講習会等の活動が行われます。本町においても、赤十字奉仕団の活動費となり、ひとり暮らし高齢者の慰問や交流会の開催、施設等でのお手伝いなど地域に密着した活動が行われます。

活動資金募集の推進と取りまとめは下記のとおりですので、ご協力をお願いいたします。

【納入期限】 2019年5月31日（金）

【納入場所】 福祉あんしん課または分庁舎総合窓口係

【連絡先】 生活支援係 電話：52-1715

【商工観光課】

問合せ先 電話 55-7801（商工係、観光係、地域振興係）

1 移住定住促進の事業紹介について～空き家ナビ（空き家情報登録制度）

琴浦町内に存在する空き家（空き家となる予定のものを含む。）に関する情報や、空き家等の利用を希望する人に関する情報を登録し、双方に対して斡旋を行う制度です。空き家等に関する交渉及び売買・賃貸借等の契約については、当事者間で行っていただきます。部落内に居住可能な空き家がありましたら、所有者を通じて商工観光課へご連絡ください。

また、この制度を利用して、町外の方が、当該空き家に生活の本拠として転入された場合、部落に対して、地域活動への参加に対する支援として、3万円を交付します。

2 町営バス等の路線再編に向けて

町営バスの運行について 2019（平成 31）年度は一部縮小を行い、船上山線、琴浦海岸線、東伯線については現行路線で、上中村線についてはスクールバスへの混乗で運行する予定です。また、次年度より持続可能な公共交通のあり方について調査、研究を進めていくこととしています。

3 『しごとプラザ琴浦』の利用について

平成31年1月21日、『しごとプラザ琴浦』が役場本庁舎厚生棟にオープンしました。

求人検索用端末5台が自由にご利用いただけるほか、求職相談などに応じるため職員4人が常駐しています。

○しごとプラザ琴浦

開設日 月曜日～金曜日

（土日、祝日、年末年始は休業）

時間 8：30～17：15

電話 53-6060



【農林水産課】

問合せ先 電話 55-7802（農林水産振興係）

55-7803（農村整備係）

1 「緑の募金」家庭募金の協力について

春期募金期間は3月25日～5月31日です。家庭募金への協力をお願いします。
また、お寄せいただいた募金の一部は各地区で行われる緑化活動に対し、交付金として交付しています。希望される場合は、3月下旬に募金活動協力依頼と同封します緑化活動計画書を5月31日までに農林水産課へご提出ください。

2 松くい虫防除事業の実施について

春の特別防除（へりによる空中散布）を実施します。なお、散布回数は昨年同様、1回散布で行います。

散布区域 赤碕地区（太一垣・尾張）、東伯地区（大杉・福永・倉坂）

※散布区域は例年と同様の範囲です。

散布日時 5月下旬～6月上旬 午前5時～午前10時頃まで

詳細はチラシ等でお知らせします。

ご理解とご協力をお願いいたします。

3 アユの投網禁止について

加勢蛇川と勝田川では、アユの繁殖保護のため6月1日から同月30日まで、漁業法によりアユの投網採捕が禁止されます。看板による周知を行うほか、詳細については町報および行政放送でお知らせします。ご理解とご協力をお願いします。

<禁止区域>

加勢蛇川（琴浦町大字野井倉 266 地先えん堤から下流の区域）

勝田川（琴浦町大字佐崎 154-1 地先佐崎橋から下流の区域）

4 台風24号により被災した農地・農業用施設等の復旧について

台風24号により被害を受けた農地及び農業用施設については、国の災害復旧事業の対象となるものより、順次復旧に向けて作業を進めているところです。

農地の所有者又は農業用施設管理者等に、復旧の意向や復旧方法など、農林水産課から連絡させていただきますので、お待ちいただきますようお願いいたします。

復旧工事につきましては、2月下旬より発注を計画していますが、水路、道路など受益者が多く、優先順位が高いものから発注していく予定としています。

このため場合によっては、今年の作付けができないことも想定されます。ご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

【建設課】

問合せ先 電話 55-7804（土木係、維持管理係）
55-7805（住宅係）

1 道路・河川愛護にご協力ください

- (1) 部落周辺の町道・河川等の草刈、側溝の清掃等、部落で清掃日を定めご協力をお願いします。
 - (2) 建設課のダンプトラックの貸出しは、平成29年度で終了しました。
 - (3) 町道、県道、河川等の破損・陥没・カーブミラーの破損等ありましたら建設課に連絡いただきますようお願いいたします。
 - (4) 琴浦町土木施設愛護ボランティア制度の加入について
 - ・ 部落外の町道及び道路側溝、町管理の公園等の草刈・清掃等が対象
 - ・ 部落・各団体に登録
 - ・ 実績報告により、上限5万円を支給
 - (5) 除雪作業にご協力ください
 - ・ 10cm以上の積雪が見込める場合に、主要幹線道路から優先的に除雪作業を行います。
 - ・ 除雪の妨げにもなりますので、路上駐車はやめてください。
 - ・ 除雪車通過後、家の出入口を雪でふさいでしまう場合がありますが、各家庭で除雪をお願いします。
 - ・ 除雪に関するお問い合わせについては、区長よりお願いします。
 - (6) 地域除雪活動支援補助金を新設しました
 - ・ 部落内の生活道路を除雪したときに、部落に最大で5万円（補助率2/3）を補助します。
 - ・ 燃料費、借上料、委託料、修繕費等に活用できます。
- 【問合せ先】 土木・維持管理係 55-7804

2 街路灯LED設置費用の助成について

- ・ LEDを新設した部落へ最大で1万円の補助（設置前に協議が必要）
- 集落内の街路灯については、部落での管理をお願いします。電気代は町。
（道路照明灯や集落外の街路灯は町が管理）
- 【問合せ先】 土木・維持管理係 55-7804

【上下水道課】

問合せ先 電話 55-7806（上水道係）

55-7807（下水道係）

1 上水道事業について

- ・ 2019（平成31）年度水道管布設替等工事について
下水道工事等に伴う水道管布設替や老朽化した水道管の布設替工事を、引き続き行いますのでご協力をお願いします。
- ・ 漏水調査による一時的な断水について
漏水等を減少させるため、漏水調査を夜間に行います。一時的に断水（1～2分程度）となりますがご協力をお願いします。
- ・ 消火栓の使用について（上水道区域のみ）
点検、消火訓練等で消火栓を使用される場合は、事前に届出をお願いします。

2 下水道事業について

- ・ 2019（平成31）年度事業概要について（予定）
下水道の管渠等工事を東伯・赤碕とも引き続き行います。通行規制により工事を行いますのでご迷惑をおかけいたしますが、ご理解をお願いします。

区 分	東伯処理区	赤碕処理区
管渠工事区域	八橋、三保、 別所（ポート赤碕）	太一垣、下中村、西宮、 分乗寺、松谷
マンホールポンプ	八橋	分乗寺、西宮
詳 細 設 計	みどり園、ガーデンヒルズ、 下光好	

- ・ 下水道使用料について
一般家庭の下水道使用料は、住民基本台帳の人数で算定します。
実際の使用人数が異なる場合は長期不在等届出書により人数の調整をしますので、長期不在等届出書を提出ください。
なお、長期不在等届出書には不在を証明する資料を添付が必要です。資料の添付が困難な場合には、区長の署名押印により証明にかえる事ができます。その際は、お手数ですがご協力をいただきますようお願いいたします。

【農業委員会事務局】

問合せ先 電話 55-7809（農地係、農政係）

1 農業委員会総会開催日と各種申請書の提出締切日について

農業委員会総会の開催日は、原則毎月10日と定めています。

また、農業委員会総会で審議が必要な農地の売買、贈与、貸借、転用などの申請は、今年3月申請分から、毎月20日（20日が閉庁日の場合は前日）を締切日とさせていただきます。許可申請等をされる場合は、申請書に必要書類を添えて締切日までに農業委員会事務局へ提出してください。

なお、農地の転用（農地を住宅、駐車場、資材置場、山林等、農地以外の目的に利用すること）は、農地法の許可が必要です。許可を受けずに転用した、あるいは許可を受けた通りに転用をしなかった場合は罰則がありますので、ご注意ください。

2 農家相談日の開設について

農地の売買、貸借、農地転用、遊休農地、農業者年金をはじめ農業全般に関する相談に、農業委員と農地利用最適化推進委員が応じます。お気軽にご相談ください。

なお、農地に関する相談を希望される場合は、農地の地番が分かるものをご持参ください。

開設日時 毎月第1火曜日（閉庁日の場合は翌日）

午前9時～正午（受付は午前11時30分まで）

※12月、1月、2月は第3火曜日も開設します。時間は同じです。

開設場所 分庁舎2階農業委員会事務局

【教育総務課】

問合せ先 電話 52-1160（庶務係、学務係、指導係）

小中学校では「ふるさとを愛し、未来を拓く琴浦っ子の育成」を基本目標とし、家庭や地域と一緒にあって、子どもたちを見守り育てる「ことうら教育」を推進します。

1 地域と連携した子育て活動を展開します。

地域に開かれ、地域とともにある学校を目指し、運動会、学校公開、ふるさと学習活動など、琴浦町に心寄せる教育活動を展開します。

【社会教育課】

問合せ先 電話 52-1161 (生涯学習係、学芸文化係)
52-1115 (図書館本館)
55-7547 (図書館分館)
52-2047 (総合体育館：社会体育係)
55-2707 (農業者トレーニングセンター：社会体育係)

町民一人一人が生涯を通じて「学びあい・高めあい『幸せ』感じるまちづくり」をめざし、いつでも・どこでも・誰とでも学びあい、高めあう生涯学習を推進します。

1 10秒の愛～やさしさの貯金～の推進

「10秒の愛」とは、忙しい毎日の中で忘れがちな子どもとのふれあいについて、10秒ほどのささやかな時間でも子どもと真剣に向き合おうという「子育ての合言葉」です。教育委員会では、10秒の愛実行委員会とともに保育園、こども園、小学校、中学校や保護者会、青少年健全育成協議会等と連携して、啓発活動を行うなどキャンペーンを推進しています。

本年度も継続して事業に取り組みますので、地域での子ども達への「あいさつ」などの声かけのご協力をお願いします。

2 公民館活動の推進

各地区公民館では、地域の実情に合わせて、地域が元気になる、地域の特徴を生かした各種学習事業に取り組んでいます。

引き続き、公民館行事（町民運動会、公民館祭、各種大会・教室等）にご協力をお願いします。

3 男女共同参画の推進について

女性も男性も、誰もが性別にかかわらず、互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて啓発に取り組んでいます。

6月の男女共同参画週間の前後には各地区公民館等で男女共同参画講演会などを開催します。これら啓発事業への参加推進にご協力お願いいたします。

4 社会教育の主な事業について（期日は変更となる場合があります。）

- (1) 第65回東伯郡民体育大会（主会場：三朝町）
期日 7月
- (2) 琴浦町駅伝競走大会
期日 9月15日（日）
会場 東伯コース
- (3) 各地区町民運動会
期日 9月29日（日）安田・以西
期日 10月6日（日）
八橋・浦安・下郷・上郷・古布庄・赤碕・成美
- (4) 各地区公民館祭
期日 11月9日（土）～10日（日）古布庄
期日 11月10日（日）八橋・浦安・上郷
期日 11月16日（土）～17日（日）下郷
期日 2月2日（日）赤碕・以西
期日 2月9日（日）成美
期日 2月23日（日）安田

5 総合体育館トレーニングルームの利用について

トレーニングルームの複合型マシーン等を更新しました。トレーナーがやさしく指導、町民の健康増進を支えます。お気軽にご利用ください。

＜開館時間＞	月・水・木・金・土曜日	8：30～22：00
	日曜日	8：30～17：00
	火曜休館	

6 図書館の利用について

- (1) 町内の図書館を利用される時は「図書カード」が必要です。図書カードを持っておられない方は図書館（本館・分館）または、移動図書館車にて交付申請をお願いします。（即日交付）

開館時間	火曜日～木曜日・土曜日	9：30～18：00
	金曜日	（本館）9：30～19：30 （分館）9：30～18：00
	日曜日・祝日	9：30～17：00

休館日 月曜日、毎月第4水曜日（資料整理日）、年末年始、特別整理

- (2) 移動図書館車は、町内部落・各学校・施設等の45ステーションを巡回していますので、町民の皆さんの利用をお願いします。巡回日程は琴浦町図書館ホームページに掲載しています。
- (3) 本のリクエスト・予約もできますので、ご利用ください。

【人権・同和教育課】

問合せ先 電話 52-1162（人権・同和教育係、同和対策係）

「琴浦町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」に基づき、誰もが安心して暮らせる人権尊重社会の実現にむけて、人権・同和教育を推進します。

1 人権擁護委員による人権相談について

人権擁護委員は、法務大臣の委嘱を受けて、地域のみなさんの人権が尊重されるように、人権に関する相談や、人権に関心をもっていただくための啓発活動を行っています。

女性、子ども、高齢者等をめぐる人権の問題や近隣とのトラブル等、身近なことで困っている方はおられませんか。おられましたら、人権相談のご利用を勧めてください。

毎月、地区公民館で人権相談窓口を開設し、相談に応じています。

- ・ 毎月の第2・4金曜日に開設しています。詳しくは町報をご覧ください。
- ・ 難しい手続はなく、無料で相談できます。
- ・ ご相談の内容については、秘密を厳守します。
- ・ ご相談の内容が人権侵犯に当たると考えられる場合には、事案に応じて法務局の調査や救済の手続きに移行することもあります。

2 人権に関する啓発月間及び啓発週間の取組について

(1) 鳥取県部落解放月間

- ① 期間 7月10日（水）～8月9日（金）
- ② 期間中の主な取組
 - ・ 街頭啓発
 - ・ 第44回人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会の開催
期日 8月8日（木）
会場 倉吉市
 - ・ 琴浦町差別をなくする町民のつどいの開催
期日 7月28日（日）午後 予定
会場 まなびタウンとうはく

(2) 人権週間、琴浦町部落解放週間

- ① 期間 12月4日（水）～10日（火）
- ② 期間中の主な取組
 - ・ 街頭啓発

啓発期間以外にも、各文化センターやまなびタウン等で、人権に関する講演会やイベントを開催しています。

区長におかれましては、地区の皆さんへの参加の呼びかけや、ご自身のご参加等、ご協力いただきますようお願いいたします。

【議会事務局】

問合せ先 電話 52-1710

1 議会報告会・意見交換会の開催について

琴浦町議会では、町民の皆さんのご意見を議会内での議論や政策形成につなげていくため、議会報告会・意見交換会を開催しています。

各部落や団体からの要望があれば議員が出向き、町民の皆さんのご意見を伺います。詳しくは、議会事務局までお気軽にご連絡ください。

【町社会福祉協議会】

問合せ先 電話 52-3600

1 福祉委員の活動について

- ・ 地域福祉活動の推進、地域での困りごとの相談や、災害時における安否確認や情報伝達などをお願いします。
- ・ 民生委員・愛の輪協力員・福祉関係機関等との連携や協力をお願いします。
- ・ 福祉関係者の研修として琴浦町福祉大会を開催しますので参加をお願いします。
内容は、表彰、講演（和食を中心に料理を彩る「葉っぱビジネス」を作り出し、過疎で高齢化率の高い町を再生された横石氏の講演です）
（平成31年3月10日 まなびタウン）

2 福祉委員・愛の輪協力員の設置について

- ・ 福祉委員・愛の輪協力員の任期を2年（平成30年・平成31年）でお願いしています。

3 福祉座談会について

- ・ 部落へ出向き、福祉に関する意見交換や社会福祉協議会の事業やサービスについて説明を行いますのでお申込みください。

4 地域福祉活動について

- ・ いきいきサロン
1回実施ごとに1,000円助成（上限25,000円）
実施期間 4月1日～翌年3月31日まで（年6回以上）
取りまとめ 3月
- ・ 支え愛マップづくり
実施部落に対し50,000円助成、また、ステップアップ事業についても助成があります。

5 広報紙の配布について

- ・ 福祉の情報をお届けする広報紙「福祉だより」の発行を年4回から年7回（1、2、4、6、8、10、12月）に変更します。
- ・ 発行前月末に区長宅にお届けしますので、各戸に配布していただきますようお願いいたします。

6 ホームページについて

- ・ ホームページに地域福祉活動、福祉サービス、ボランティア活動などを掲載しています。また、各種申請書をダウンロードして使用できます。

7 社会福祉協議会の会費について

- ・ 地域福祉の推進を目的とする事業の財源となる会費のとりまとめについてご協力をお願いいたします。
一般会費は6月に一世帯当たり1,000円のご協力をお願いします。

8 赤い羽根共同募金について

- ・ 赤い羽根共同募金は、10月1日から始まります。
琴浦町共同募金委員会の目標達成に向けて募金活動を行います。
戸別募金の一世帯当りの目安額として700円のご協力をお願いします。
また、町内各店舗前で小中学校の児童・生徒、ガールスカウト等に協力をいただき街頭募金を行います。

9 歳末たすけあい募金について

- ・ 歳末たすけあい運動は、12月1日から募金活動を行います。
戸別募金の一世帯当りの目安額として500円のご協力をお願いします。
また、共同募金運営委員、社協役職員が町内外の事業所に募金のお願いに伺います。

10 ことうらあんしん相談支援センター

- ・ ひとつの相談機関では十分に対応できない、複合的な課題を抱える相談者の方に対して、相談者の方が、関係機関にそれぞれ相談に行くのではなく、ことうらあんしん相談センターが各関係機関と調整を行いながら、ワンストップで、課題解決に向け取り組みます。

※関連事業 フードサポート事業

生活困窮等により、食べるものがない、買えない状況になった方に、事前に登録をいただいた町民・企業の方々から食品の提供をいただき、困っておられる方へ支援を行っています。

11 ボランティアセンター

- ・ 地域で安心して暮らすため、ちょっとした困りごとなどの支援は地域の方々に、支えていただけるしくみができればと考えています。
社協は、ボランティアの拠点として、相談・登録・調整を行っています。災害の際も被災地への派遣調整を行っています。また、小・中学生の夏休み体験ボランティアも各福祉施設において毎年取り組んでいます。



人と町がつながる
コトウライフ
KOTOURA LIFE

琴浦町では、人口減対策への取り組みを町内外に広めるためのロゴを作成しました。琴浦町の特産である牛とまねきねこをかけ合わせ、琴浦に来てほしい、住んでほしいという思いをこめました。「コトウライフ」とは“コトウラ”と“ライフ（暮らし）”を合わせたオリジナルの言葉です。